

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則
をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

諏訪広域連合長 金 子 ゆ か り

諏訪広域連合規則第 6 号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

(諏訪広域連合公印規則の一部改正)

第 1 条 諏訪広域連合公印規則（平成 12 年諏訪広域連合規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中「氏名
」に改める。印」を「氏名

(諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮管理規則の一部改正)

第 2 条 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮管理規則（平成 12 年諏訪広域連合規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「消防法」の次に「(昭和 23 年法律第 186 号)」を加える。

様式第 1 号から様式第 3 号まで中「印」を削る。

(諏訪広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)

第 3 条 諏訪広域連合情報公開条例施行規則（平成 15 年諏訪広域連合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号の注を次のように改める。

(注) 1 公文書の閲覧（公文書の写しの交付）の際には、この回答書を係員に提示してください。また、写しの交付及び写しの送付に係る費用は実費となります。

2 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、諏訪広域連合を被告として（訴訟において諏訪広域連合を代表する者は、実施機関となります。）、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号の注を次のように改める。

(注) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をする

ことができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、諏訪広域連合を被告として（訴訟において諏訪広域連合を代表する者は、実施機関となります。）、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号に注として次のように加える。

（注） この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、諏訪広域連合を被告として（訴訟において諏訪広域連合を代表する者は、実施機関となります。）、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（諏訪広域連合介護保険条例施行規則の一部改正）

第4条 諏訪広域連合介護保険条例施行規則（平成15年諏訪広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

第17条中「通知書その他の様式は」の次に「、別表に掲げるもののほか」を加え、「例により」を「例による」に改め、「、その他の様式は、別表のとおりとする」を削る。

別表59の項中「第15条」を「条例第15条」に改める。

様式第5号の2中「様式第5の2号」を「様式第5号の2」に、

「

生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男 ・ 女

を
」

「

生 年 月 日	
---------	--

に改める。

」

様式第 20 号の 2 中「様式第 20 の 2 号」を「様式第 20 号の 2」に、

「

生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	性別	☐ 男 ☐ 女
------	----------------------	----	---

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に、「平成 年 月 日」

」

を「 年 月 日」に改める。

様式第 29 号中

「

生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
性 別	男 ・ 女

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

」

様式第 33 号中

「

被保険者番号	
個人番号	
性 別	男 ・ 女

を

」

「

被保険者番号	
個人番号	

に、「明・大・昭

」

年 月 日」を「 年 月 日」に、「印」を「署名または記名押印」に改める。

様式第34号中「不服の申立及び取消訴訟」を

「不服の申立及び取消訴訟

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算

して3か月以内に、長野県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、諏訪広域連合長を被告として、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

様式第45号及び様式第52号を次のように改める。

（第2号被保険者用）

介護保険第2号被保険者保険料等納付状況通知書

年 月 日

諏訪広域連合
広域連合長 様

医療保険者
代表者 署名または記名押印

下記の者について、 年 月 日付け 第 号により、要介護（更新）認定等の申請を受理した旨の通知がありましたが、保険料等の納付（滞納）の状況は以下のとおりですのでお知らせします。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 電話番号		
介護保険者の名称		医療保険者の名称	
		医療保険者番号	
介 護 保 険 被保険者番号		医療保険被保険者証 記 号 番 号	

保険料等の納付（滞納）状況
（ 年 月 日現在）

医療保険の加入期間 年 月 日 から 年 月 日まで

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
計			計			計		

（注）納期限が未到来等により、保険料徴収債権が発生していない額は除く。

介護保険料減免・徴収猶予申請書

諏訪広域連合
広域連合長 様

次のとおり、年度分介護保険料の減免・徴収猶予を申請します。

なお、申請理由並びに添付書類の内容が事実と相違する場合には減免・徴収猶予の全部又は一部を
取消され、その差額を一時に徴収されても異議の申し立ては行いません。また、減免を受けた場合に
は、申請理由が消滅したときには必ず届け出ます。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名	署名または記名押印	被保険者との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏 名	生年月日 年 月 日									
	住 所	〒 電話番号									
主 た る 生 計 維 持 者	フリガナ										
	氏 名	生年月日 年 月 日									
		被保険者との関係									
	住 所	〒 電話番号									

＊主たる生計維持者が被保険者本人の場合、主たる生計維持者の生年月日・性別・住所・電話番号は記載不要

徴 収 猶 予 減 免	減免・徴収猶予を受けようとする保険料の額		円
	内 訳	特別徴収	年度 第 期～第 期
		普通徴収	年度 第 期～第 期

申 請 理 由	
---------	--

様式第52号の2中「様式第52号その2」を「様式第52号の2」に、「印」を「署名または記名押印」に改める。
様式第53号を次のように改める。

介護保険料減免・徴収猶予調書

年 月 日作成

調査員（市町村名）（職）氏名

被 保 險 者	被保険者番号							
	フリガナ							
	氏 名				生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 電話番号						
	申 請 理 由	該当事項（条例第13条第1項、第14条第1項） ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号						
	世 帯 状 況	氏 名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業・障害の等級・介護度等	
			本人					
	扶養義務者等	（申請理由が「その他特別な理由」の場合のみ記入）						
氏 名		続柄	性別	年齢	住 所	扶養の可否等		
第 1 号	災 害 の 種 類	☐ 火災 ☐ 水害 ☐ その他（ ）						
	災 害 年 月 日	年 月 日						
	被 害 程 度							
	審 査 ・ 判 定	損 害 の 程 度	☐ 全壊・全焼又は流出 ☐ 半壊又は半焼 ☐ 床上浸水					
		☐ 徴収猶予	期間 年 月 日～ 年 月 日					
第 2 号	主たる生計維持者	（氏名）						
		☐ 死亡 ☐ 障害 ☐ 長期入院						
	減 収 理 由							
		審 査 ・ 判 定	☐ 徴収猶予	期間 年 月 日～ 年 月 日				
			☐ 減 免	☐ 免除 ☐ 9/10 軽減				

第3号	主たる生計維持者		(氏名)	
	減 収 理 由		☐ 事業又は業務の休廃止 ☐ 事業における損失 ☐ 失業等 ☐ その他	
	審 査 ・ 判 定		減 収 割 合	☐ 3/10 未満 ☐ 3/10 以上
			合計所得金額	☐ 200万円未満 ☐ 200万円以上
			☐ 徴収猶予 期間 年 月 日～ 年 月 日	
		☐ 減 免	☐ 免除 ☐ 8/10 軽減	
第4号	主たる生計維持者		(氏名)	
	減 収 理 由		☐ 農作物の不作 ☐ 不漁 ☐ その他	
	審 査 ・ 判 定		減 収 割 合	☐ 3/10 未満 ☐ 3/10 以上
			合計所得金額	☐ 200万円未満 ☐ 200万円以上
			☐ 徴収猶予 期間 年 月 日～ 年 月 日	
		☐ 減 免	☐ 免除 ☐ 8/10 軽減	
第5号	特 別 の 理 由		☐ 海外居住者 ☐ 収監者 ☐ 生計困難者 ☐ その他	
	収入・資産状況			
	申 請 時 の 保 険 料 段 階		第 段階	
	審 査 ・ 判 定		☐ 徴収猶予	期間 年 月 日～ 年 月 日
			☐ 減 免	☐ 免除 ☐ 第 段階→第 段階
市町村判定結果	減免等計算月		年 月 ～ 年 月	
	審 査 ・ 判 定 結 果		判 定 結 果	☐ 徴収猶予 ☐ 徴収猶予のうえ減免 ☐ 減免
			調 定 額	円
			減 免 額	円 (か月分保険料額)
			徴収猶予期間	年 月 日～ 年 月 日
確 認 資 料		☐ 罹災証明 ☐ 被災者名簿 ☐ その他 ()		

(市町村担当課長意見)

年 月 日
(市町村名) (職) 氏名

「

個人番号

を削り、

生年月日	明・大・昭 年 月 日
性 別	男 ・ 女

生年月日 年 月 日 に改める。

「

氏 名	印
-----	---

を

氏 名 _____ に改める。

署名または記名押印 _____

金融機関コード							
---------	--	--	--	--	--	--	--

解約の場合に記入してください 年 月分から解約 に、「郵便局」

生年月日	明・大・昭 年 月 日
性 別	男 ・ 女

「

生年月日	年 月 日
------	-------------

に改める。

(諏訪広域連合介護保険介護サービス費等貸付規則の一部改正)

第1条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第

175 条及び」を削る。

第 2 条第 1 号中「法第 42 条」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条」に改め、同条第 8 号中「法第 51 条の 3」を「法第 51 条の 4」に改め、同条第 15 号中「法第 61 条の 3」を「法第 61 条の 4」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

諏訪広域連合介護保険介護サービス費等貸付申請書

（特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、特例居宅介護サービス計画費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費・特例介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費）

貸付申請額	円			年 月 分	
同 一 世 帯 サ ー ビ ス 利 用 者 内 訳 (申請者を含む)	氏 名	生年月日	利用額	自己負担額	備 考
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合 計			円	円	
貸付方法	振込（サービス事業者等）・現金				
現金の場合 その理由					
諏訪広域連合 広域連合長 様 上記のとおり、関係書類を添えて申請します。 市町村長 様 貸付額決定のため、私及び私の世帯員の課税資料を閲覧することに同意します。 年 月 日 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 署名または記名押印 (電話番号 ()) ()					

※ 諏訪広域連合記入欄

決裁	局長	課長	係長	主務者	受付日	・ ・
					決裁日	・ ・
					※貸付日	・ ・
					貸付区分	高額・償還・特例
					サービス 利 用 額	円
この申請書を審査した結果、 下記のとおり貸付けしてよろしいか伺います。 (下記理由により却下)					自己負担 限 度 額	円
貸付額	円		保証人	要 ・ 不要		
却下理由						

様式第 3 号から様式第 5 号まで中「印」を「署名または記名押印」に改める。

(諏訪広域連合危険物規制規則の一部改正)

第 6 条 諏訪広域連合危険物規制規則(平成 19 年諏訪広域連合規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 8 号及び様式第 9 号中「氏 名
(印)」を「氏 名」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第 10 号中「氏 名 印」を「氏 名」に、

「

製造所等の別	
変 更 の 理 由	
許 可 番 号	年 月 日 第 号
完成検査番号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

を

「

設 置 場 所	
製造所等の別	
変 更 の 理 由	
許 可 番 号	年 月 日 第 号
完成検査番号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日

に

改め、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第 11 号及び様式第 12 号中「氏 名 (印)」を「氏 名」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定(第 14 条第 2 項を削る規定に限る。)は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。